

平成二十五年七月十日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで大間町役場に備え置いて閲覧に供される。

平成二十五年七月十九日

大間港港湾管理者 青森県 代表者 青森県知事 三村 申吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

東京都中央区銀座六丁目一五の一 電源開発株式会社

2 代表者の住所及び氏名

東京都東村山市諏訪町一丁目三三の二二 取締役社長 北村 雅良

二 埋立区域

1 位置

B 一区域

下北郡大間町大字奥戸字小奥戸三七六、三七七の一、三七七の二、三七八、三七九、三八〇、三八一、三八二の地先公有水面

B 二区域

下北郡大間町大字奥戸字小奥戸三八二、三八三、三八四の地先公有水面

2 区域

B 一区域

次の各地点を順次直線で結んだ線及び③②の地点と③⑦の地点を結ぶ平成十年の秋分の満潮位（T・P・プラス〇・七一メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

③②の地点 国土地理院三等三角点小奥戸（北緯四一度二九分五四秒一五四、東経一四〇度五四分四七秒一六一）から三四八度五分一四秒一、一一一・

一四〇度五四分四七秒一六一）から三四八度五分一四秒一、一一一・

〇三メートルの地点

③①の地点 ③②の地点から二五六度四七分二秒四三・〇メートルの地点

④②の地点 ③①の地点から二七三度五〇分一六秒二二・八九メートルの地点

④③の地点 ④②の地点から九度四六分四四秒八六・一五メートルの地点

③⑥の地点 ④③の地点から九九度四七分二四秒一〇・〇〇メートルの地点

③⑦の地点 ③⑥の地点から九度四六分三八秒四一・二四メートルの地点

B 二区域

次の③⑧の地点から④①の地点までを順次直線で結んだ線、④①の地点から一九度〇三分四一秒、五〇・〇〇メートルの地点を中心とする半径五〇・〇〇メートルの円で④①の地点と④⑤の地点を結ぶ南西側の円弧、④⑤の地点から③③の地点までを順次直線で結んだ線及び③⑧の地点と③③の地点とを結ぶ平成十年の秋分の満潮位（T・P・プラス〇・七一メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

③⑧の地点 国土地理院三等三角点小奥戸（北緯四一度二九分五四秒一五四、東経一四〇度五四分四七秒一六一）から三四八度〇〇分二秒一、二三一・

八八メートルの地点

③⑨の地点 ③⑧の地点から九度四六分四一秒五・八五メートルの地点

④①の地点 ③⑨の地点から二八六度四八分三秒〇・二六メートルの地点

④⑤の地点 ④①の地点から二九四度五四分一八秒一〇・一〇メートルの地点

④④の地点 ④⑤の地点から九度四六分二七秒一六・三三メートルの地点

③③の地点 ④④の地点から七九度五八分五四秒二二・四五メートルの地点

3 面積

B 一区域 四、八二五・八六平方メートル

B 二区域 二四八・二七平方メートル

合計 五、〇七四・一三平方メートル

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十五年七月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人来夢の里

三 代表者の氏名

坂本 奈々子

四 主たる事務所の所在地

八戸市大字櫛引字白田二二の五

五 定款に記載された目的

この法人は、八戸市及びその周辺地域に在住する障害者に対し、障害者自立支援法に基づき、障害福祉サービス事業を行い、ノーマライゼーションの理念に基づき、福祉サービスを提供することによって、誰もが平等に住みよい社会を目指すことを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアドゥ

八戸市沼館四丁目七の二二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 八戸臨海開発株式会社

八戸市沼館四丁目七の二二

代表取締役社長 三村裕一

2 福田アセット&サービス株式会社

新潟県新潟市中央区西堀通二番町七七八

代表取締役 樋口孝夫

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
株式会社イトーヨーカ堂 東京都千代田区二番町八の八 代表取締役 亀井淳	変更無し	
株式会社カルチェ・イケダ 東京都八王子市八日町一の一 代表取締役 熊沢真	変更無し	
株式会社モンディアル 東京都杉並区阿佐ヶ谷南三丁目三七の一大森ビル四F 代表取締役 高橋廣	変更無し	
株式会社新星堂 東京都杉並区上荻一丁目三三の一七 代表取締役 砂田浩孝	変更無し	
株式会社玉屋眼鏡店 八戸市大字十三日町二六の二 代表取締役 松橋長英	変更無し	
有限会社セアマン 秋田県秋田市中通二丁目八の一 代表取締役 伊藤博	変更無し	
カトリア株式会社 秋田県秋田市山王沼田町二の一 代表取締役 長谷川利夫	変更無し	
株式会社キング 京都府京都市下京区東塩小路高倉町二の一 代表取締役 山田幸雄	変更無し	
株式会社パレモ 愛知県稲沢市天池五反田町一 代表取締役 小田保則	変更無し	
有限会社ほわいとあつぷる 弘前市大字駅前二丁目二の一 代表取締役 小笠原新一	変更無し	

四 届出年月日
平成二十五年六月十日
届出書の縦覧

株式会社プラザクリエイト 東京都千代田区五番町一 代表取締役 大島康広	変更無し	
有限会社ホツト秀明 三戸郡階上町大字角柄折字沼一 の四 代表取締役 亀井茂	変更無し	
株式会社モリタ 八戸市大字三日町一四の一 代表取締役 盛田明	変更無し	
株式会社橋文 八戸市卸センター一丁目九の一 代表取締役 橋本博文	変更無し	
株式会社ファイブフォックス 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目六 〇の七 代表取締役 上田稔夫	変更無し	
ゼビオ株式会社 福島県郡山市朝日三丁目七の三 五 代表取締役 諸橋友良	変更無し	
株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 宮下直行	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 川村暢朗	平成 三三・三三
日本トイザらス株式会社 神奈川県川崎市幸区大宮町一三 一〇ミューザ川崎セントラルタ ワー二五階・二六階 代表取締役 モニカ・メルツ	変更無し	
株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町一の一 代表取締役 山田昇	変更無し	
有限会社石橋ガラス工房 八戸市大字是川字金ヶ坂一八の 九 代表取締役 石橋忠三郎	変更無し	

- 1 場所
青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁
 - 2 期間
平成二十五年七月十九日から同年十一月十九日まで
 - 3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。
 - 六 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
 - 1 提出期限
平成二十五年十一月十九日
 - 2 提出先
青森県商工労働部商工政策課
 - 3 記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由
 - 4 言語
意見書は、日本語により記載すること。
- ~~~~~
- 大規模小売店舗の変更の届出
- 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。
- 平成二十五年七月十九日
- 青森県知事 三 村 申 吾
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン平内ショッピングセンター
東津軽郡平内町大字小湊字外ノ沢四〇外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 宮地邦明	変更無し	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の二〇 代表取締役社長 川村暢朗	平成 三三・三三
変更前	芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区三崎町三丁目三の二三 代表取締役 佐藤隆	変更無し	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の二〇 代表取締役社長 川村暢朗	平成 三三・三三

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 宮地邦明	変更無し	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の二〇 代表取締役社長 川村暢朗	平成 三三・三三
変更前	株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一の二一 代表取締役 鶴羽樹	変更無し	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の二〇 代表取締役社長 川村暢朗	平成 三三・三三

四 届出年月日

平成二十五年六月十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び平内町役場

2 期間

平成二十五年七月十九日から同年十一月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、平内町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十五年十一月十九日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド弘前二号店

弘前市大字神田一丁目六の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマダ電機

群馬県高崎市栄町一の一

代表取締役 山田昇

三 弘前市の意見の概要

当該申請地は、「騒音に係る環境基準」に定める類型C地域に該当し、次に掲げる環境基準が適用される。等価騒音レベルの予測結果では、当該基準を満たしているが、申請者は、営業後も当該基準を満たすよう努めること。

(一) 昼間(午前六時から午後十時まで) 六十デシベル以下

(二) 夜間(午後十時から翌午前六時まで) 五十デシベル以下

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十五年七月十九日から同年八月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十五年七月十九日

東青地域県民局長 北 山 功 三

区画整理事業	土地改良事業の名称	事業を行う者	平成二十五年七月十九日
		工事完了年月日	
	二股地区土地改良事業共同施行		平成二十五年七月十九日

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、名川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十五年七月十九日

三八地域県民局長 中 嶋 和 行

役員別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	奥瀬 修一	三戸郡南部町大字斗賀字下斗賀一七	平成二十五年七月十九日就任
	木村 律行	大字相内字沢構七四	
	桜沢 隆	大字下名久井字台所屋敷四	
	工藤 茂	字在家五	
	石塚 正義	大字斗賀字下斗賀三	
	佐藤 昭男	大字高瀬字宮野六六	
	工藤 忠治	大字下名久井字宗前二六の	
	久保 京雄	大字鳥舌内字作和三二の二	
	佐々木康友	大字虎渡字虎渡三二	
	宮木 信男	大字上名久井字下田鎖四の	
	佐々木平八	大字虎渡字虎渡二一	
監事	板垣 泰庸	大字剣吉字堰合一七の九	
	河守田雄一	大字下名久井字山道三〇の	
	四戸 寿郎	大字上名久井字中町四六の	
理事	奥瀬 修一	大字斗賀字下斗賀一七	平成二十五年七月十九日退任
	木村 律行	大字相内字沢構七四	
	四戸 保	大字上名久井字下町二五	
	工藤 茂	大字下名久井字在家五	
	宮木 信男	大字上名久井字下田鎖四の	

宮木 一夫	大字高瀬字西宮野一	〃
四戸 諭	〃 字宮野一	〃
四戸 忠志	大字上名久井字中町二八の	〃
石橋 安雄	〃 〃 四八の	〃
佐藤 春夫	大字下名久井字後道一〇の	〃
砂庭 寿昭	大字平字下平三六の一	〃
佐々木 定	大字虎渡字荒屋敷二八	〃
佐々木 孝雄	〃 字虎渡三七の一	〃
相内 秀明	大字相内字下在所四一	〃
石塚 正義	大字斗賀字下斗賀三	〃
西塚 英夫	〃 字上斗賀五六	〃
梅内 勝治	〃 〃 四八	〃
工藤 忠治	大字下名久井字宗前二六の	〃
中里 金作	大字赤石字上ノ平七	〃
板垣 泰庸	大字剣吉字堰合一七の九	〃
沼畑 和雄	大字相内字荒屋敷一一	〃
椛沢 隆	大字下名久井字台所屋敷四	〃

公安委員会

汎用電子計算機等賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十五年七月十九日

青森県警察本部長 山 本 有 一

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における設置、設定、保守等を含む賃貸借料とし、

その仕様等は入札説明書のとおりとする。

汎用電子計算機等一式

二 賃貸借期間

平成二十六年一月一日から平成三十年十二月三十一日まで（ただし、この契約に係る予算の削減又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することができる。）

三 設置場所等

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成二十五年二月一日青森県告示第六十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付された者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該排除要請が継続している者でないこと。

5 青森県警察本部に対し、この契約を履行可能であることを証明し、その内容が適正な者であること。

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市新町二丁目三の一
青森県警察本部 会計課用度係

電話 〇一七 七三三 四二二一（内線二二四三）

2 入札書の提出期限

平成二十五年九月二日 午前十一時

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部 会計課会議室

平成二十五年九月二日 午前十一時三十分

六 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条第一項第二号の規定により免除とする。

七 契約保証金に関する事項

賃貸借期間中初年度の契約金額（翌年度以降は各年度ごとの契約金額）の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部の納付を免除することとし、翌年度以降の各年度についても同様とする。

1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じとする契約を二回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

八 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

九 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格を満たさない者がした入札、入札説明書により義務付ける入札者の義務を果たさない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち三か月分に相当する金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載する。

4 契約金額

落札価格をもって平成二十五年年度の契約金額とする。ただし、平成二十六年年度から平成二十九年年度までの契約金額は落札価格に十二を乗じた額を三で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とし、平成三十年年度の契約金額は落札価格に九を乗じた額を三で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

- (1) Electronic Computer hardware and software
- (2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender: 11:00 A.M. September 2, 2013

3 Contact point for the notice:

Supply Section
Finance Division,
Aomori Prefectural Police HQ
2-3-1 Shinmachi
Aomori City, Aomori 030-0801
Japan
TEL. 017-723-4211

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年七月十九日

青森県警察本部長 山 本 有 一

一 物品等の名称及び数量

電子計算機等（免許台帳ファイリングシステム）賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県警察本部警務部会計課

青森市新町二丁目三の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十五年六月十八日

五 契約の相手方の名称及び住所

日本電子計算機株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目四の一

六 契約金額

六百六十一万五千円

七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十五年五月八日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年七月十九日

青森県警察本部長 山 本 有 一

一 物品等の名称及び数量

自動車運転免許証作成システム賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県警察本部警務部会計課

青森市新町二丁目三の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十五年六月十八日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社DNPアイディーシステム

東京都新宿区新宿四丁目三の一七

六 契約金額

百五十一万二千円

七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十五年五月八日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭